

学であり、更に産業医の養成と産業医学の発展への貢献といった大学としての使命もあった。そのために産業医科大学で作成された文書体系をベースとして使用することに問題がないことが OSHMS モデル文書体系作成のために有益であった。

② 教育研修における文書の作成と演習のための使用

平成 17 年度においては、産業医及び衛生管理者等に対して、OSHMS に関する理解を深め、事業場での実践に役立つような教育、研修を行った。その際に演習に使用するために産業医大で使用している文書を改変したものを使用し、今回のモデル文書体系の作成に役立てた。

③ インタビュー調査

(1) 事業場におけるインタビュー調査

モデル文書体系を作成する過程で平成 17 年 9 月及び 10 月に、OSHMS が既に導入されているが今後、健康の要素の強化を検討中の鉄鋼業、非鉄金属、製薬業の 3 つの事業場を訪問した。産業医及び OSHMS を担当する担当者に対して、作成途中の OSHMS モデル文書体系と産業医科大学で使用している OSHMS 文書を提示しながら、意見を聴取した。また既存の安全衛生活動や健康管理活動に関連する文書も訪問した事業場で確認し、位置づけや取り扱い方についても聴取をした。

(2) モデル文書体系に関する意見および期待

インタビュー調査の結果得られた意見をまとめると、以下のとおりである。

1) これら 3 つの事業場で OSHMS に健康管理要素を導入する必要性がある、という認識は一致していたし、健康の要素を徐々に取り込んでいく方向性があった。

2) 健康の要素を、下位文書の追加で対応することには、実現可能性がある。

3) 文書体系において、各文書の表現は簡素なものが望ましい。

4) 実際に導入を検討したい項目としては次の 4 項目が挙げられた。

- 化学物質のリスクアセスメントを行うモデル文書体系
- 健康診断の実施
- 職務適性判断・復帰支援
- 健康関連情報管理

3. 作成の方法

① 表現の一般化と様式の整理

産業医等への教育・研修を通して産業医科大学で使用している OSHMS 文書から、教育・研修を行う中で大学特有の表現（例えば組織名、担当者の役職等）を

企業向けに変更した。ただし、産業医科大学で使用している文書ではマネジメントシステム管理と実行のための組織を、安全衛生委員会が兼ねているので、モデル文書体系上ではこれを踏襲した表現にした。また、いわゆる上位文書は“システム文書”、マニュアルや具体的な方法を示したいいわゆる下位文書は“実施要領”という名称にした。

また、読みやすく活用しやすいために、様式を統一した。また、OSHMS の文書体系は、複数の桁数の番号によって整理されることが望ましい。各記述内容の整理や事業場におけるモデル文書体系の活用の際の要素の選択にも使用でき、また、システム文書内の記載と実施要領の内容との整合性の確認にも活用できる。

必要な様式、例えば報告書の形式のものは、記述内容と番号をあわせて、実施要領の後ろに項目ごとに並列され、参照しやすいように工夫を行った。

② 方針の具体例

OSHMS においては経営者の方針と明確な意向があって構築・導入することが必須であるが、これを一から作成するのは、参照物がほしいと考えるのが通常であるので、方針の例もモデル文書体系に加えた。従来からよく事業場で見られるようなゼロ災害のようなうたい文句ではなく、ILO-OSH2001 にもガイドされている、方針として含むべき文言を使用した例をモデル文書体系に加えた。

③ 要素の抽出と追加事項

例えば OSHMS において重要な要素であるリスクアセスメントの項については、産業医科大学においては、特に医学部等の教室や産業生態化学研究所のような個別の単位での管理が主であるのでアクションチェックリストの形式のものを使用している。この利点は、個別の予算管理や改善の費用負担など、ある程度独立して実施できる部署に有用である。一方で事業場全体の経営管理の仕組みの中での改善活動を主としているところでは不向きな面があるので、これについてはリスク・マトリックスを使用する定量的なリスクアセスメント手法（ここでは便宜的に半定量化法と呼ぶ）を作成し、事業場の考え方や既存の仕組み等もあわせて考慮しアクションチェックリスト法とどちらでも選択ができるようにした。

追加事項としては、研修の際のアンケートや分担研究者や研究協力者の経験に基づいて、一般に OSHMS には入れられていない健康の要素についても、検討を行いいくつかの要素について、システム文書との整合性を確認しながら実施要領を作成した。例えば個人情報保護についても考慮した健康情報管理がそれにあたる。

文書の体系としてシステム文書に表現されるいわゆる大きな PDCA サイクルの流れと、個別の要素を取り扱う小さな PDCA の区別がつくように工夫した。

④ 監査のための ILO-OSH2001 適合性評価表の作成

実際の構築・導入の後には監査を行うことになるが、今回作成した OHSMS モデル文書体系については ILO-OSH2001 に準拠している。そのために監査を行う場合には ILO-OSH2001 との適合性の評価を行うことになる。その際に文章の形式のガイドラインとの整合性の確認作業の確かさ、つまり適合性評価の精度は不十分になる可能性がある。そこで、原則として、ILO-OSH2001 の文章を一文毎に表にして、チェックリスト方式に変更し、ILO-OSH2001 に準拠した場合の内部監査等の場合の適合性評価が効率よく、行えるようにした。

OSHMS をこれから導入しようとしている事業場あるいは今まで安全の要素が中心の OSHMS を導入していて新たに安全と健康のバランスのより OSHMS を目指して活用することを考えている事業場が本モデル文書体系の基本的な対象事業場である。監査等を確実に行うことは、OSHMS の効果を明らかな形で知り、これを生かす機会でもあり、これを助けるツールは必要である。また、適合性評価表を活用することで、準拠する ILO-OSH2001 と、実際の文書体系の違いや補うべき部分を有効に認識することも可能になる。

C. 結果

以下、モデル文書体系の内容を項目に沿って説明する。

1. 使用の説明文書

使用にあたっての注意点として、ILO-OSH2001 に準拠していることから、OSHMS の導入済みで健康の要素を追加する場合と導入を新規に考えている場合の使い方の違い、システム文書と実施要領の違い、組織及び役割に関して、安全衛生委員会を活用し、産業医、安全管理者、衛生管理者と各部署の責任者を中心的に考えて記載していること、加えて、リスクアセスメントのバリエーションについて、説明している。

ILO-OSH2001 には、調達及び契約、購買における安全衛生・健康管理上の対応、対策の重要性が記載されているが、この点については、項目を設けて取り扱いについての説明を加えている。更に、監査について ILO-OSH2001 適合性評価表を使用して適合性評価を行うことができることも説明に加えた。

2. 健康と安全に関する基本方針

ILO-OSH2001 で基本方針に含むべき点としては、疾病、事故等の予防による従業員の安全と健康の確保、法令、労働協約、その他の要求事項の遵守、労働者と労働者代表からの意見聴取と参加、OSHMS の継続的改善がある。また、事業場の特性に対応しているか、発行、更新の日付が明示され、事業場で最も上位の責任者の署名または承認があるか、従業員に周知され、入手できるか、継続的に適合性が見直されるか、外部の関係者でも適切に利用できるかといった実施上も重要であるので、これらの内容を反映し

たモデル文書体系になっている。

3. 労働安全衛生マネジメントシステム 上位文書（システム文書）

ILO-OSH2001 に沿って、安全衛生組織に始まり、各部署の責任者、組織構成員の責務、訓練、自覚及び能力、協議及びコミュニケーション、計画（リスクアセスメントとリスクコントロールを含んで）、法的及びその他の要求事項、計画の策定（重大なリスクが特定された場合の対応を含んで）、安全衛生指標と目標と達成状況の評価、実施および文書化、実施要領の制定・改廃、変更の管理、緊急事態への準備および対応、労働災害事故・業務、記録及び記録の管理、調達、契約、達成状況の評価、監査、経営層の見直しという大きな PDCA のサイクルに従って記述している。

特に、安全衛生委員会中心の仕組みと労働安全衛生法に定められる担当者、管理者の役割を基本にしている特徴がある。安全衛生委員会や安全管理者、衛生管理者、産業医等の役割を基本とすることで、理解しやすい面があり、また、安全衛生推進者という職場ごとの OSHMS の実施責任者を設け、OSHMS を現場で推進する役割を明確にすることで、本来のマネジメントシステムの仕組みが動くようにも配慮している。

4. 労働安全衛生マネジメントシステム 下位文書（実施要領集）

システム文書のモデル文書体系の内容を実行するための、実施要領と名称をつけた所謂、下位文書、つまり実施マニュアルを作成した。実施要領には OSHMS 運用の中で使用する様式を含んでおり、各実施要領は目的、対象、方法と記録等の様式の順に記載した。各実施要領には整理された番号、名称、制定日、更新日が表記され、担当者を記入するようにした。

実施要領には次の項目を含んだ。

- 安全衛生教育実施要領
- リスクアセスメント実施要領（半定量化法）
- リスクアセスメント実施要領オプション（アクションチェックリスト法）
- 作業環境測定実施要領
- 職場巡視実施要領
- 化学物質等リスクアセスメント実施要領
- 健康診断実施要領
- 復職支援実施要領
- 過重労働による健康障害防止対策実施要領
- 母性健康管理措置実施要領
- 法令遵守状況確認実施要領
- 化学物質等管理実施要領
- 年間計画策定評価要領

- リスク等管理計画策定評価要領
- 安全衛生目標策定評価要領
- 実施要領等文書管理要領
- 変更の管理実施要領
- 設備等変更管理実施要領
- 緊急事態対応計画・救急事態対応計画策定要領
- 業務上傷病対応実施要領
- 記録管理実施要領
- 健康情報管理実施要領
- 内部監査実施要領

5. ILO OSH2001 適合性評価表

ILO-OSH2001 にシステム文書等が沿っているかを確認するための適合性評価表を作成し、モデル文書体系に含んだ。

D. 考察

OSHMS モデル文書体系を用いて、教育研修や導入支援を行うことは、OSHMS 導入に習熟した産業保健専門職がいないほとんどの事業場で有効と考えられる。今後、継続して、整合性と緻密性を保ちながら、より理解しやすく、汎用性のある表現に変更してゆくことが必要である。現時点で、以下のような点での検討が必要と考えられている。

- 1) 研修や担当者の理解に応じた、あるいは背景、リソースの異なる事業場において、要素等が選択できるような表形式のマトリクス
- 2) OSHMS において導入可能な他の要素に関する実施要領の追加
- 3) OSHMS 特有のマネジメントシステム実行委員会やマネジメントシステム専従の担当者のいるケースの文書追加すること。
- 4) 本研究班の他の研究で行われているリスクアセスメントの成果物としてのツールを可能な限り、モデル文書体系に取り込んで実用性の高いものとする、それらを検証してみること。
- 5) 導入支援のあり方についての次年度の経験を整理し、導入支援におけるモデル文書体系についての考慮点等を明らかにすること。
- 6) 緊急時対応計画等の実際に現場で使用可能な訓練シナリオや連絡網のような実践に必要な情報

E. 結論

昨年度の調査結果にしたがって事業場での使用の実現可能性と確認しながら OSHMS モデル文書体系を作成し、配布、公表した。今後、様々な機会に本モデル文書体系が活用

され、その結果がフィードバックされることにより、モデル文書体系の有用性が向上すると期待される。

F. 研究発表

- 1) 藤崎丈詞、宋裕姫、吉川里江、日野義之、織田進、森晃爾、内田和彦、藤代一也；産業医科大学における労働安全衛生マネジメントシステムの導入について、第78回日本産業衛生学会、2005年4月、東京
- 2) 森晃爾、日野義之、亀田高志、大和浩；医科大学における労働安全衛生マネジメントシステム運用の経験、第79回日本産業衛生学会、2006年5月、仙台

G. 参考文献

- 1) OSHMS 促進協議会、OSHMS への取組み状況等に関するアンケート調査結果、安全衛生コンサルタント、(社)日本労働安全衛生コンサルタント会、Vol.23, No.66、p43-p47、平成15年4月
- 2) 厚生労働省労働基準局安全衛生部、大規模製造業事業場における安全管理に係る自主点検結果について、平成16年2月
- 3) 日本化学工業協会・日本レスポンシブル・ケア協議会、日化協・新労働安全衛生管理指針、日本規格協会、平成13年6月
- 4) (社)日本化学工業協会・日本レスポンシブル・ケア協議会、労働者の健康障害を防止するための化学物資のリスクアセスメントマニュアル、日本規格協会、平成14年9月
- 5) 自動車産業経営者連盟、安全衛生マネジメントシステム、平成10年12月
- 6) (社)日本鉄鋼連盟、鉄鋼業における労働安全衛生管理指針(第2版)、平成12年1月
- 7) 建設業労働災害防止協会、建設業労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン、平成12年3月
- 8) 建設業労働災害防止協会、建設業労働安全衛生マネジメントシステムガイドラインのポイント、平成12年3月
- 9) 舘正知他、平成7年度産業保健活動の客観的評価方法の開発に関する調査報告書、労働福祉事業団、平成8年3月
- 10) 高田勲、吉澤正他、労働安全衛生管理システム検討会報告書、日本の労働安全衛生マネジメントシステム、中央労働災害防止協会、中央労働災害防止協会、p53-p 平成10年10月
- 11) 森晃爾、マネジメントシステムによる産業保健活動、労働調査会、平成15年5月

H. 調査に用いたアンケート等

なし

I. 成果として得られたツール等
(添付) OSHMS モデル文書体系

厚生労働科学研究費補助金
労働安全衛生総合研究事業

労働安全衛生マネジメントシステムでの労働衛生上の
リスク対応に必要なアセスメントツール等の開発
(H16-労働-6)

平成16年度～18年度総合研究報告書

2/2

主任研究者

産業医科大学副学長・産業医実務研修センター所長

森 晃 爾

平成 19(2007)年 3 月

はじめに

本研究は、平成 16 年度から平成 18 年度にわたり、事業者による自律的安全衛生管理の具体的手法である労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）について、安全と健康のバランスのとれたシステム構築に必要な健康リスクを適切に管理するためのリスクアセスメント手法およびそれらを前提とした OSHMS 文書等の労働衛生上のリスク対策に必要なツールの開発を目的として実施したものです。したがって、本ツール集は 3 年間にわたる本研究の集大成として位置づけられるものです。

事業場におけるこれからの労働衛生管理は、法令の規定を遵守するだけでなく、事業者自らが職場に存在する健康障害要因によるリスクを評価し、事業場の実情にあった方法でリスク低減を図ることが重要とされています。そして、このような自律的な労働衛生管理が確実に実効を上げるためには、OSHMS の構築と運用が有効であるとされています。しかし、これまでわが国の事業場で導入された OSHMS のほとんどが、安全対策を中心に構築されており、労働衛生上のリスクについては、法令の規定に基づく対応が含まれているだけで、自律的な対策の仕組みが含まれない場合が少なくないことが、本研究における実態調査でも明らかになっています。その原因として考えられるのは、健康上のリスクは、安全上のリスクに比べて労働者が実感しにくいとともに、専門家による関与が不可欠であるためということです。しかしながら、すべての事業場で OSHMS の中で専門的な機能を果たせる労働衛生専門家を確保することは不可能であり、それぞれの事業場の規模や作業環境、専門家の関与などの状況に応じたシステム構築を前提としたアセスメント手法等のツールの開発が不可欠であると考え、本研究を実施しました。その結果、職場に存在する各種健康障害要因に対するリスクアセスメントツールや OSHMS の構築・運用ができる産業保健専門家の養成のための教育プログラム、ILO による OSHMS のガイドライン（OSH-2001）をもとにした基本方針—システム文書—実施要領集から成るモデル文書体系など、さまざまなツールが完成しました。

本研究の本当の成否は、今後これらのツールがどのように活用されるかにかかっており、本ツール集に収載された内容を積極的にご活用いただけるよう、期待しております。

主任研究者 森 晃爾

目 次

1. 化学的健康障害要因のリスクアセスメント実施要領および H社版 化学物質リスクアセスメント規定 分担研究者 武林 亨	1
2. 職場の物理的要因のリスクアセスメント写真事例集 分担研究者 堀江 正知	55
3. 生物学的要因に関するリスクアセスメント 職場で利用可能な簡易式感染症リスクアセスメントツール 分担研究者 谷口 初美	111
4. 社会心理的健康障害要因のリスクアセスメント手法の整理 分担研究者 宋 裕姫	119
5. OSHMS 基本教育資料 主任研究者 森 晃爾	165
6. 安全衛生活動レベル評価表 主任研究者 森 晃爾	197
7. OSHNS モデル文書体系 主任研究者 森 晃爾	205

1. 化学的健康障害要因の
リスクアセスメント実施要領 および
H社版化学物質リスクアセスメント規定

分担研究者 武林 亨

化学的健康障害要因のリスクアセスメント実施要領および H社版 化学物質リスクアセスメント規定

分担研究者	武林 亨（慶応義塾大学医学部教授）
研究協力者	梶木 繁之（産業医科大学産業医実務研修センター助手）
研究協力者	佐々木 規夫（産業医科大学産業医実務研修センター修練医）
研究協力者	小林 祐一（HOYA 株式会社 OSH 推進室 総括産業医）
研究協力者	古川 儀一（HOYA 株式会社 OSH 推進室）
研究協力者	座間 聡子（HOYA 株式会社 OSH 推進室 産業医）
研究協力者	潟山 千晶（HOYA 株式会社 OSH 推進室 産業医）

ツール要旨

現在、多くの事業所で化学物質が取り扱われている。厚生労働省からは、2006年3月10日に「危険性または有害性等の調査等に関する指針」が、同年3月30日には「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」が公示され、多くの事業所で今後化学物質のリスクアセスメントが進められると予想される。

すでに労働安全衛生マネジメントシステム（以下：OSHMS）が運用されている事業所等においては、これまでも自主的に化学物質に関連するリスクアセスメントが実施されてはいるものの、その内容の多くが爆発・火災などの安全面の評価に偏っている。しかし、今後は「化学物質等の慢性暴露による健康影響への評価」をおこなうリスクアセスメントも必要となることが予想されるが、これまで余り有効な手法が知られていなかった。

本ツールは、「化学物質等の慢性暴露による健康障害リスク」を評価するためのリスクアセスメント手法（コントロールバンディング法と専門家による定量的曝露評価法）を組み合わせ、化学物質管理に十分な知識を持った従業員が社内には存在しない事業場でも、リスクアセスメントがおこなえるための「要領」である。使用には、コントロールバンディング法についての理解と化学物質管理の専門家の確保という課題をクリアすることが条件となるが、これらをそれぞれの事業所において解決することができれば、有効性・実用性ともに高い「化学物質等の慢性暴露による健康障害リスクアセスメント」を行うことが可能となる。

なお、本ツール（要領）はもともと OSHMS の下位文書の位置づけで開発されており、実際に OSHMS（OHSAS18001）を導入済みのモデル事業所にも改変したものが導入され利用されている。OSHMS の文書体系に落とし込む際の参考として、モデル事業所での「H社版 化学物質リスクアセスメント規定」他、関連書類を添付する。

3-4-1 化学物質等による健康障害についてのリスクアセスメント実施要領

制定日： 年 月 日

担当：衛生管理者

1. 目的

当要領は、リスクアセスメント実施要領に基づき把握された危険有害因子のうち、主に化学物質等の慢性曝露による健康障害を発生させる因子について、リスクアセスメントの方法を定めたものである。

2. 対象

〇〇社△△工場内

3. 実施方法

3-1 リスクアセスメントの実施体制

- (1) 総括安全衛生管理者(工場長)は、リスクアセスメント実施全体の統括管理の責任を有する。
- (2) 実施にあたっては衛生管理者が調査等の実施を管理する。
- (3) リスクアセスメント実施の際には、化学物質等に係る機械設備等についての専門知識を有するものを参画させる。また、調査の実施にあたっては、必要に応じて、化学設備の特性を把握している者や生産技術者等の専門家および化学物質等に関する専門的知識を有する者も参画させる。なお、専門家等が社内不存在の場合は、必要に応じて社外の専門家を活用する。
- (4) 実際のリスクアセスメント実施や改善対策の検討の際等には、安全衛生委員会において審議を行う。
- (5) リスクアセスメント実施に必要な教育を適宜実施する。

3-2 リスクアセスメントの実施時期

3-2-1 定期的なリスクアセスメント

定期的なリスクアセスメントの実施については、少なくとも毎年1回、リスクアセスメント実施要領に基づくリスクアセスメントに合わせて実施する。なお、リスクの再評価に必要なばく露情報の収集については、前回までのアセスメント結果を加味し、産業医および専門家の意見を踏まえて、その実施を判断する。

3-2-2 変更時のリスクアセスメント

以下の変更時にはリスクアセスメントを実施する。

- (1) 化学物質等に係る建設物を設置、移転、変更、解体するとき。
- (2) 化学設備等に係る設備を新規に採用または変更するとき。
- (3) 化学物質等である原材料を新規に採用または変更するとき。

- (4) 化学設備等に係る作業方法又は作業手順を新規に採用もしくは変更するとき。
- (5) 化学物質に係る労働災害が発生した場合であって、過去のリスクアセスメントの内容に問題があると思われる場合。
- (6) 化学物質等による危険性もしくは有害性等に係る新しい知見が得られたとき。
- (7) 化学物質等に係る機械設備等の経年による劣化が考えられるとき。
- (8) 労働者の入れ替わりなどに伴う労働者の安全衛生に係る知識経験の変化があったとき。
- (9) 新たな安全衛生に係る知見の集積等があった場合や衛生管理者等が必要と判断したとき。

3-3 リスクアセスメントの実施手順(別添 2 :リスクアセスメントフローチャート参照)

(1) リスクアセスメントの対象選定(物質等の特定)

リスクアセスメントの実施対象となる物質等および作業を特定し、様式 2-1 に記入する。

(2) 対象となる物質の有害性情報の収集

物質等固有の有害性情報を収集する。必要となる情報・資料および情報入手の際の留意点については、(別添 1:リスクアセスメントに必要な情報の入手)を参照のこと。

(3) 対象となる物質の有害性特定

(2)で得られた情報をもとに、物質等毎(混合物の場合は、混合物全体)の有害性を特定し、様式 2-1 に記入する。なお、物質の有害性の特定については、世界調和システム(以下 GHS)で示される危険性もしくは有害性の分類も参考に、原則表 1 をもとに判別する。

(4) ばく露状況の推定とリスクアセスメント

- 1) はじめに、コントロールバンディング法(以下 CB 法:定性的評価法)による評価を行う。実施にあたっては、コントロールバンディング法実施マニュアル(別添3)を参照する。
- 2) 1)の結果に従わない場合もしくは、より詳細な有害性情報やばく露情報が得られ、専門家による評価が受けられる場合は、化学物質等定量的評価マニュアル(別添4)に従う。定量的評価法には、個人曝露モニタリング結果を用いる。

3-4 リスクアセスメントの結果に基づくリスク低減措置の検討および実施

- (1) リスク低減対策は表 3 に従って分類され、実施する。その結果は、様式 2-1 に記入するとともに、様式 2-2(部署リスク低減対策実施表)にも記入する。
- (2) なお、低減措置決定の際の優先順位は以下の順序とする。
 - 1) 危険性もしくは有害性が高い化学物質等の使用中止もしくは危険性・有害性の低いものへの代替
 - 2) 化学反応のプロセス等の運転条件の変更、取り扱う化学物質等の形状の変更等による、負傷が生ずる可能性の度合いもしくはばく露の程度の軽減
 - 3) 化学物質等に係る機械設備等の防爆構造化、安全装置等の二重化等の工学的対策もしくは化学物質等に係る機械設備などの密閉化、局所排気装置の設置等

の衛生工学的対策

3-5 残存リスクへの対応

- (1) コントロールバンディング法で推奨された管理手法もしくは定量的評価手法の結果に基づくリスク低減案を講じても残存するリスクについて、様式 2-1 に記入する。
- (2) 残存するリスクについては、コントロールバンディング法を用いた場合は、推定されるリスクレベルを、定量的評価手法を用いた場合は、リスク低減後の曝露レベルおよび推定されるリスクレベルを記入する。
- (3) 残存するリスクへの対応を記入する。
 - (ア) マニュアルの整備等の管理的対策
 - (イ) 個人用保護具の使用 等
- (4) 必要に応じて推定されるリスクレベルに応じた曝露評価の間隔(定量的評価手法)を決定する。

3-6 リスクアセスメント実施結果の報告と記録の保存と報告

3-6-1 結果の報告

リスクアセスメントの結果は、衛生管理者が安全衛生委員会に報告する。なお、安全衛生委員会での審議を経て、リスク等管理計画および年間計画に盛り込まれ、改善実施がフォローアップされる。その際、リスク低減までに時間を要するリスクで保護具等の方法で一時的な措置がとられる場合についても、リスク等管理計画を別途作成する。

3-6-2 記録の保存

衛生管理者は、作成したリスクアセスメントに関する記録を保存する。なお、保存する記録の項目については以下の内容とする。また、コピーを OSHMS 管理者に提出する。

- 1) 調査した化学物質等
- 2) 洗い出した作業または工程
- 3) 特定した危険性もしくは有害性
- 4) 見積もったリスク(リスクアセスメントの結果)
- 5) 設定したリスク低減措置の優先度
- 6) 実施したリスク低減措置の内容
- 7) リスク低減措置後の残存リスクとその対応
- 8) 実施頻度(モニタリング・測定を定期的・計画的に実施する場合)

更新履歴 (最新の更新分のみ記載)			
更新日	変更の契機	連番	更新内容

添付： 表1 リスクレベル基準
 表2 リスクマトリクス
 表3 リスク低減対策の分類

様式 3-1-2-1 化学物質等の慢性曝露による健康影響 リスクアセスメント実施記録

様式 3-1-2-2 部署リスク低減対策実施表

別添1 リスクアセスメントに必要な情報の入手

別添2 リスクアセスメントフローチャート

別添3 コントロールバンディング法実施マニュアル

別添4 化学物質等定量的評価マニュアル

表1 リスクレベル基準

物質固有の健康影響度(健康影響レーティング)

1 非常に有毒	命を脅かす、ヒトに対する発癌性物質
2 有毒	回復不可障害、動物に対する発癌性物質
3 有害/刺激性	復可障害、発ガン性の懸念
4 その他	有害性物質

曝露レベル(曝露レーティング)

許容曝露基準と比較して評価する。曝露レベルは、保護具の着用の有無に関わらず評価する。評価は、個人曝露測定、環境測定、産業医および衛生管理者の観察等の方法で推定を行う。

	許容曝露基準比
1	100%以上
2	100 - 50%
3	50 - 10%
4	10 - 1%
5	1%未満

リスクレベル:リスクレベルの評価は、表2に基づいて実施する。

- A 緊急に解決すべきレベル
- B 重大な問題があり、優先的に解決すべきレベル
- C 改善の優先度は低く、必要に応じて低減措置を実施するレベル

表2 化学物質等リスクマトリクス

		曝露レーティング、許容曝露基準との比較				
		100%以上 (1)	100 - 50% (2)	50 - 10% (3)	10 - 1% (4)	1%未満 (5)
健康 影響 レ ー テ ィ ン グ	1 非常に有毒 - 生命を脅かす - 発癌性物質(ヒト)	A	A	B	B	C
	2 有毒 - 回復不可障害 - 発癌性物質(動物)	A	A	B	C	C
	3 有害/刺激性 - 回復可障害 - 発ガン性の懸念	A	B	B	C	C
	4 その他 - 低有害性物質	B	B	C	C	C

表3 リスク低減対策の分類

- I リスク等管理計画を策定して対応するリスク(重大なリスクで、緊急に改善すべきもの)
リスクレベルAが該当
- II 年間計画に盛り込み対応するリスク(リスク低減が必要であるが、緊急性が低いもの)
リスクレベルBが該当(リスクレベルCは、年間目標に応じて判断する)
- III 直ちに改善(リスク低減が容易で、各部署の判断で直ちに改善ができるもの)
リスクレベルBおよびCが該当
- IV 継続的な観察(リスクレベルについて、定期的に確認すべきもの)
リスクレベルCが該当
- V 対応が不要なもの
リスクレベルDが該当

(様式 3-4-1-2)

年 月 日

部署リスク低減対策実施表(化学物質等関係)

部署名:

衛生管理者:

安全衛生推進者名:

リスクアセスメントの結果、直ちに改善(Ⅲ)に分類されたリスクについて、各部署においてリスク低減を実施する。その際、本表を利用して、リスク低減記録を作成する。

低減 完了日	リスク低減措置内容	実施責任者

別添 1 リスクアセスメントに必要な情報の入手

リスクアセスメントに必要な情報

リスクアセスメントの実施に当たっては、次に掲げる資料などを入手し、その情報を活用する。また、入手に当たっては現場の実態を踏まえ、定常的な作業に係る資料などだけでなく、非定常作業に係る資料なども集める。

- (1) 化学物質等安全データシート(MSDS)、仕様書等、化学物質等、化学物質等に係る機械設備等に係る危険性または有害性に関する情報
- (2) 化学物質等に係る作業標準、作業手順所等
- (3) 化学物質等に係る機械設備等のレイアウト等、作業の周辺環境に関する情報
- (4) 作業環境測定結果等
- (5) 混在作業における化学物質等による危険性もしくは有害性等、複数の労働者が同一の場所で作業を実施する状況に関する情報
- (6) 災害事例、災害統計等
- (7) その他、安全管理者、衛生管理者、化学物質管理者等がリスクアセスメント実施に当たり参考となる資料等

情報入手の際の留意点

- (1) 新しい化学物質等を外部から取得等しようとする場合は、当該化学物質等を譲渡もしくは提供する者から、MSDSを入手すること。
- (2) 化学物質等に係る新しい機械設備等を外部から導入しようとする場合は、当該機械設備等のメーカーに対し、当該設備などの設計、製造段階においてリスクアセスメントを実施することを求め、その結果を入手する。
- (3) 化学物質等に係る機械設備等の使用もしくは改造等を行う場合に、当該機械設備等の管理権原を有しない際は、有する者が実施した当該機械設備等に対するリスクアセスメントの結果を入手する。また、使用もしくは改造等を第3者に委託する場合は、リスクアセスメントを実施のうえ、その結果を提供する。
- (4) 複数の作業者が当該事業所内の同一の場所で作業する場合には、混在作業における化学物質等による労働災害を防止するため、A事業所が実施したリスクアセスメント結果を当該作業員へ提供する。
- (5) A事業所内の作業場で化学物質等にばく露する恐れがある場所や化学物質等による危険性もしくは有害性などがある場所が存在し、その箇所で複数の作業員が作業を行う場合は、A事業所が責任を持ってリスクアセスメントを実施し、その結果を当該作業員に提供する。